資料２－１

第５回
品川区庁舎跡地等活用検討委員会

開催日時：令和６年６月１３日(木) １４：００～

場　　所：品川区役所議会棟６階第一委員会室

目　次

1. 庁舎跡地等の活用に係る今後の進め方について・・・・・・・２

2. （参考）都市公園に係る法的制約について・・・・・・・・・４

3. 「品川区庁舎跡地等活用検討委員会報告書」について・・・・別紙

1.庁舎跡地等の活用に係る今後の進め方について

庁舎跡地等が周辺のエリアとつながり・連続性を創出し、役割分担・連携を図る

【**ポイント①**】庁舎跡地等の活用にあたっては、大井町駅からＪＲ開発エリア、新庁舎エリア、そして庁舎跡地等エリアに至るまでの**緑のネットワークを意識し、動線をつながりのあるもの**とする。

【**ポイント②**】**庁舎跡地等で区民ニーズを叶えていくために**、導入する機能については、本検討会で収集された区民ニーズから浮かび上がってきた5つの活用のテーマを踏まえて、新庁舎エリア、庁舎跡地エリア、しながわ中央公園といった各広町地区を構成する**各施設の機能と連携、分担および補完**を図るとともに、JR開発エリアとも連携を図っていく。

◆イメージ

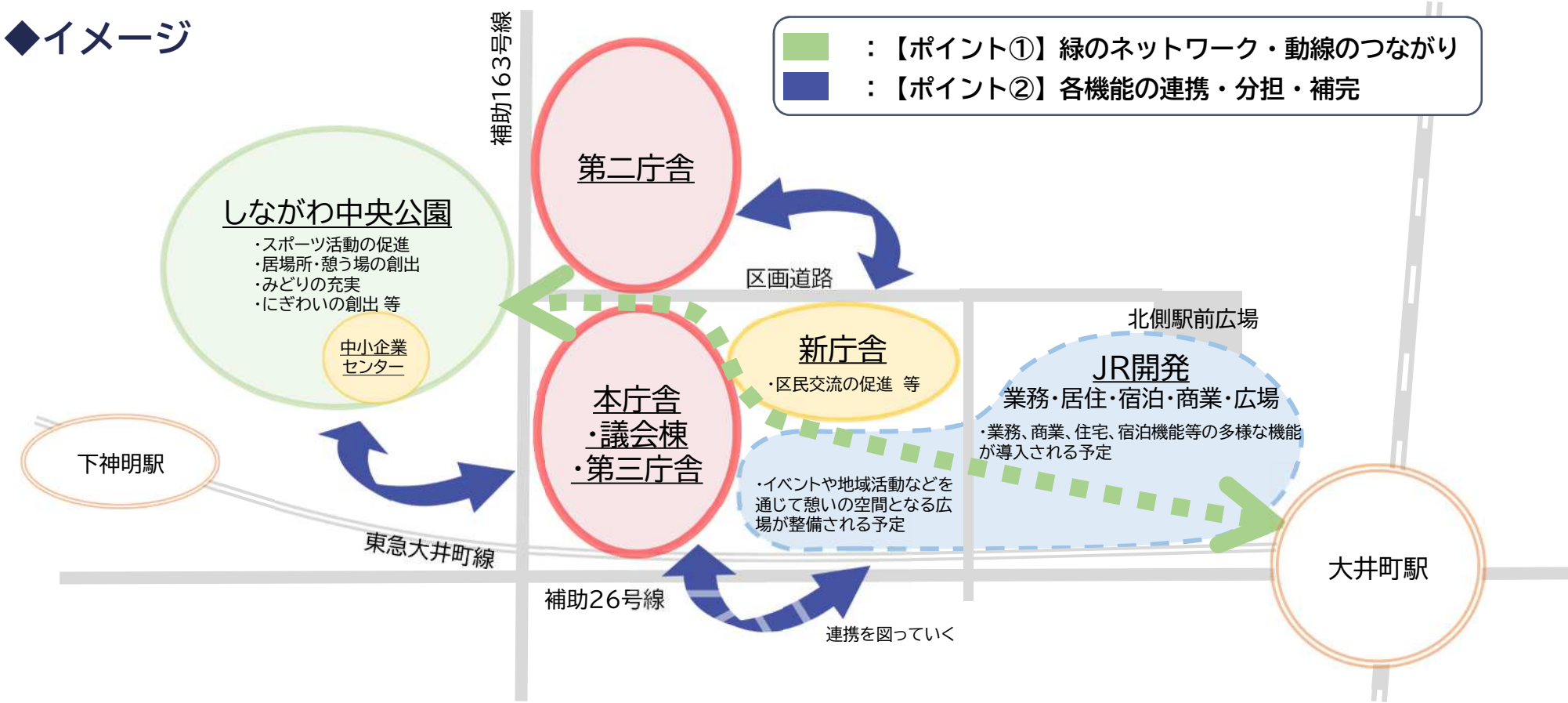

1.庁舎跡地等の活用に係る今後の進め方について

活用に係る検討の進捗に応じ、区民との情報共有を実施

今後、下表のようなスケジュールで検討を進めていくにあたり、区民と検討の進捗状況を共有できる機会および区民からの意見を募集する機会を設ける

庁舎跡地等活用事業想定スケジュール

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
庁舎跡地等活用	活用の考え方	準備期間	活用計画策定	（事業者募集要項作成）→（公募・選定）→（活用事業）	＜今後調整＞	

第5回検討委員会
実施時点

・計画策定の経過は区ＨＰで公表
・区民への情報共有と素案段階での区民意見募集を実施予定

（参考）新庁舎整備と大井町駅周辺広町地区（JR開発エリア）開発のスケジュール

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
新庁舎整備	基本設計・実施設計			建設工事		●供用開始
大井町駅周辺広町地区（ＪＲ開発エリア）開発	建設工事		●	開業(予定)		

2.（参考）都市計画公園にかかる法的制約について

しながわ中央公園にかかる、主な法的制約を下記の通り整理しました。

項目		基礎情報および法的制約
しながわ中央公園の公園面積		約28,696㎡
品川区立公園条例の主な制限	公園内に設置可能な公園施設の概要	• 園路、広場 • 修景施設（植栽、花壇、噴水など） • 休養施設（休憩所、ベンチなど） • 遊戯施設（ぶらんこ、滑り台、砂場など） • 運動施設（野球場、陸上競技場、水泳プールなど） • 教養施設（植物園、動物園、野外劇場など） • 便益施設（飲食店、売店、駐車場、便所など） • 管理施設（門、柵、管理事務所など）
	公園施設の建築面積の基準（建ぺい率の上限）	• 公園敷地に対する建築面積：2% • 休養・運動・教養施設及び災害応急対策に必要な施設：12% • 文化財・景観重要建造物等：22%
	運動施設の敷地面積の基準	• 公園敷地に対する運動施設面積：50%